

第792回宮城県教育委員会定例会日程

日 時：平成21年9月18日（金）午後4時から
場 所：教育委員会会議室（県庁16階）

- 1 出席点呼
- 2 開会宣言
- 3 第791回教育委員会会議録の承認について
- 4 第792回教育委員会会議録署名委員の指名
- 5 専決処分報告
第324回宮城県議会議案に対する意見について（総務課）
- 6 議 事
第1号議案 教育功績者表彰について（総務課）
第2号議案 宮城県教育委員会指定管理者選定委員会委員の人事について（総務課）
第3号議案 宮城県教育振興審議会委員の人事について（教育企画室）
- 7 課長報告等
（1）県立高等学校将来構想審議会答申について（教育企画室）
（2）全国学力・学習状況調査結果について（義務教育課）
（3）新型インフルエンザに係る対応等について（スポーツ健康課）
- 8 資 料（配布のみ）
（1）平成22年度宮城県立中学校入学者選抜要項及び宮城県立中学校入学者選抜募集要項について（高校教育課）
（2）第36回東北総合体育大会の結果について（スポーツ健康課）
（3）東北歴史博物館開館10周年記念特別展「東北の群像 - みちのく祈りの名宝 - 」について（文化財保護課）
- 9 次回教育委員会の開催日程について
- 10 閉会宣言

第 7 9 2 回教育委員会定例会会議録

1 招集日時 平成 2 1 年 9 月 1 8 日 (金) 午後 4 時から

2 招集場所 教育委員会会議室

3 出席委員 大村委員長，櫻井委員，佐々木委員，勅使瓦委員，小林教育長
(小野寺委員欠席)

4 説明のため出席した者

菅原教育監兼教育次長，千葉教育次長，佐藤参事兼総務課長，
安住教育企画室長，菅原福利課長，後藤教職員課長，竹田義務教育課長，
菊池特別支援教育室長，高橋高校教育課長，雫石施設整備課長，
佐々木スポーツ健康課長，青木生涯学習課長，真山文化財保護課長ほか

5 開 会 午後 4 時

6 第 7 9 1 回教育委員会会議録の承認について

委員長 (委員全員に諮って) 承認。

7 第 7 9 2 回宮城県教育委員会定例会会議録署名委員の指名，議事日程について

委員長 佐々木委員及び勅使瓦委員を指名。
議事日程は配付のとおり。

8 専決処分報告

第 3 2 4 回宮城県議会議案に対する意見について

(説明：教育長)

「第 3 2 4 回宮城県議会議案に対する意見について」御説明申し上げます。

資料は，1 ページから 4 ページまでとなる。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定に基づき，平成 2 1 年 8 月 2 7 日付けで，知事から意見を求められたので，教育長に対する事務の委任等に関する規則第 3 条第 1 項の規定により本年 9 月 1 日付けで専決処分し，同日異議のない旨を回答している。

はじめに，予算議案についてであるが，3 ページの第 3 2 4 回宮城県議会提出予算議案の概要を御覧願いたい。

国の経済危機対策に関連した補正予算で措置された交付金により，「高等学校授業料減免事業等支援臨時特例基金」を造成し，この基金を活用して，経済的理由によって修学が困難な生徒に対する奨学金貸付事業について所要の額を計上したほか，将来の地域建設産

業や地域農業の担い手となる専門的職業人の育成を図る事業，地域全体で学校を支援する学校支援地域本部事業，美術館でのイベント開催や無形の文化財の活性化を図る事業などに要する経費について所要の額を計上している。また，老朽化に伴う古川黎明中学校・高等学校校舎改築の設計について所要の額を計上し，債務負担行為として，この改築に伴う基本・実施設計について，必要な期間及び限度額の債務負担を措置するものである。予算については，一覧のとおりである。

次に，予算外議案の概要であるが，４ページを御覧願いたい。

議第１３０号議案は，「高等学校授業料減免事業等支援臨時特例基金条例」を定めるもの。

議第１３５号議案は，国家公務員退職手当法の改正に準じて，教育長の退職手当について，支給制限や返納等の制度を設けようとするもの。

議第１３６号議案は，仙台二華高等学校，仙台三桜高等学校及び石巻北高等学校の名称を定めるとともに，白石地区及び塩釜地区の高等学校を統合するほか，中高一貫教育校として新たに仙台二華中学校を設置しようとするもの。

議第１３９号議案は，角田高等学校校舎改築工事の請負契約の締結について，地方自治法の定めるところにより，議会の議決を受けようとするものである。

以上のとおり御報告申し上げます。

(質 疑)

櫻井委員 第１３０号議案について教えていただきたい。経済的な理由によって修学が困難な学生等を救うための事業ということであるが，具体的にはどのような数の子ども達がこの事業によって修学が可能になるかということが一つ。それから，いま政権交代がなされ，これから高校の授業料が，もしかしたら無料化されるという報道も聞いている。いつからなるかという具体的なことは決まっていないが，そのような事態になると，いままで，どこでも勉強したいのになかなか経済的な理由で勉強できないという子ども達が救われることになる。いま分かっていることは少ないと思うが，どのように考えているのかを教えていただきたい。

教 育 長 詳細については高校教育課長から申し上げますが，この提案されている条例は特例基金を設けようとするものであり，その基金のねらいとしては，一つには，私立の高校に通う生徒について，学校側が授業料を減免した時に，その減免したことによって少なくなる収入を県が補填をするという制度となる。その補填に要する費用に充てるための経費の基金というのが一つある。もう一つは，奨学金が公私立関係なくあるが，その奨学金を貸与しようとする時に，平成２０年度と比較し，２０年度に貸付をした生徒の数よりも増えるという場合に，その増えた数，増えた生徒の奨学金に要する経費に充てるための基金，そういった二つの趣旨の基金である。具体的な数字等については，高校教育課長から御説明申し上げます。

高校教育課長：この基金についてであるが、ここにある基金のうち5千7百万ほど増額分として奨学金用に充当する予定である。その具体的な数であるが、21年度分として見込んでいるのが合計で168人分と見込んでいる。20年度に比べて増えた分として見込んでいる数字である。

教 育 長：併せて、櫻井委員から御質問のあった政府の方針が変わることに伴っての対応ということであるが、民主党のいわゆるマニフェストの中で高校の実質無償化ということが一つある。それは、要するに授業料相当額を、公私立両方であるが、授業料相当額の経費を各家庭に個別に支給するということだと聞いているが、具体的な中身、あるいは、その考え方についてはまだ出ていないので、今の段階では対応をどうするかということについても、その考え方は固まっていない。ただ、新聞報道によれば当初各家庭に直接支給するという考え方だったところが、どうもそうではなく、都道府県等を経由して間接的に支給するという方向にいまなりつつあるという話を聞いている。

委 員 長：（委員全員に諮って）了承。

9 議 事

第1号議案 教育功績者表彰について

第2号議案 宮城県教育委員会指定管理者選定委員会委員の人事について

第3号議案 宮城県教育振興審議会委員の人事について

委 員 長：委員全員に諮った上で、第1号議案から第3号議案までについては、非開示情報が含まれる事項のため、その審議については秘密会とする旨決定。
会議録は別紙のとおり（秘密会のため公開しない）。

10 課長報告等

（1）県立高等学校将来構想審議会答申について

（説明：教育企画室長）

「県立高等学校将来構想審議会答申について」御報告申し上げます。

5月に開催された定例会において、同審議会の審議の途中経過について、答申の中間案などを中心に御報告申し上げたが、この度、同審議会から答申があったので御報告申し上げます。

課長報告（1）と記載された資料を御覧願いたい。

まず、1の「経緯」であるが、現行の「県立高校将来構想」が平成22年度末で計画期間の終期を迎えることや、今後も引き続き中学校卒業者数が減少していく見込みであること、社会の在り方も大きく変化してきていることなどを踏まえ、県教育委員会では、平成23年度以降の中長期的な県立高校の在り方を示す新たな県立高校将来構想を策定するというので、昨年7月に県立高等学校将来構想審議会に対して、「これからの県立高等学校の在り方について」諮問をしたところである。この諮問に対し、同審議会から「新たな県立高校将来構想」として、去る9月4日に県教育委員会あてに答申があったものである。

2の「これまでの主な審議経過」であるが、今申し上げたとおり昨年7月に審議会に諮問してから、今月4日に答申されるまでに9回の審議会が開催された。この間、昨年11月には、中高生やその保護者・一般県民等約9千5百人を対象とした「高校教育に関する県民意識調査」を実施したほか、今年5月には、中間案を公表して、県内7箇所で意見聴取会を実施するとともに、パブリックコメントを募集し、それらの意見なども踏まえて審議がなされ、答申としてまとめられたところである。

3の「答申の概要」であるが、計画期間としては、平成23年度からの十年間としている。現将来構想期間中における各種の教育改革の取組を土台として、今後の高校教育改革の方向性を示すものとなっている。

特記事項としては、今後の県立高校教育における人づくりの方向性として、「主体的に生き抜く力の育成」と「人と関わる力の育成」の二点が明示され、そのための取組の方向性として、「学力の向上」、「キャリア教育の充実」、「地域のニーズに応える高校づくりの推進」、「教育環境の充実、学校経営の改善」の四つが掲げられている。

また、学科編成や学校配置については、各学科等の方向性を示すとともに、学校配置の視点として、機会均等への配慮、教育機能を発揮できる学校規模、地域との関わり、市立・私立高校との役割分担、小規模校への対応等が示されている。

さらに、将来構想の着実な推進に向けて、実施計画策定の必要性と、評価・検証システムの導入による適正な進行管理の必要性などが示されている。

答申の詳しい内容については、5月の定例会で御報告した中間案から、文言等の修正はあるが、全体の構成や趣旨等で大きく変わった点はないので、説明は省かせていただく。具体的な答申の中身であるが、資料1と資料2としてA3判横書きの概要版も配付させていただいた。

4の「今後の予定」であるが、県教育委員会としては、この答申内容を尊重しながら来年3月までに、新たな県立高校将来構想として策定するとともに、併せて着実な高校教育改革を進めるために平成23年度から5年間を計画期間とした具体的な実施計画を策定していくことを考えている。

また、本日、資料としてはお配りしていないが、今月開催された第9回審議会において、県立高校における各種の教育改革の成果に関する検証の在り方を調査審議するための部会として、同審議会の中に「検証の在り方検討部会」を設置したところである。

この部会の委員であるが、答申の45ページをお開き願いたい。ここに審議会委員名簿があるが、上から順に、荒井委員、小澤委員、菅野委員、北島委員、佐々木委員、白幡委員の6人が、審議会会長から、この部会委員として指名されている。今後は、この検討部会を中心に、各種教育改革の成果に関する検証の在り方について調査審議していただき、年度内に同審議会から答申をいただく予定にしている。

以上のとおり御報告申し上げます。

(質 疑)

佐々木委員：いまの45ページの検証委員会というのは、どういう検証をする委員会な

のかをもう一度教えていただきたい。

教育企画室長 検証の在り方検討部会という形で設置しているが、検討していただく中身については、検証の具体的な実施方法と、あるいは、その検証の対象となる項目とその他について、この部会で検討していただきたいという形でお願いしている。

佐々木委員 そうすると、名簿の荒井先生、小澤先生、菅野先生、北島先生、佐々木先生、白幡先生ということであるが、北島博さんという方は宮城県仙台第一高等学校校長である。この方は一高を共学化するというで、いま大変熱心に行っている先生である。子ども達からも、要するに第一高等学校の生徒達からも様々な意見が届いている校長先生だと思う。その先生が、例えば、いまの共学化についてのこれまで進めてきた高校教育の方針についての検証をすることのやり方を決める委員というのは、極めて不公正で、これは県民のどなたも、どちらの意見をお持ちの方にとっても教育委員会の在り方そのものを問われる人選だと思う。

教育企画室長 検討部会の部会委員については、教育委員会が選定するわけではなく、条例上、審議会の会長が指名すると規定されている。会長の判断として、当然現場が分かる方というのがあるし、あとは教育行政の方々、あと当然学識経験をお持ちの方、民間のことが分かる方という観点で審議会会長から指名されたものである。

佐々木委員 この北島先生は第一高等学校に来る前はどのような仕事をしていたのか。

教育企画室長 私の分かる範囲であるが、県の教育委員会で高校教育課長をしていた。

佐々木委員 そうすると、例えば、高橋高校教育課長のような立場にいたわけですね。

教育企画室長 そのとおりである。

佐々木委員 それでは、やはり不適切だと思わざるをえない。この答申に出てきたことが、審議会の会長が決めたことだからということで私達に何も発言権が無いのあれば、この場にのるといふことは無いと思う。このことについては大変不適切であると言わざるをえない。どなたが考えても、それを押し進めてきた高橋高校教育課長が、もし例えば、これから後に、一高に行き、そして、その立場でこれまでやってきたことについての検証をするということについて公正にやれるということはあるにないと思う。だって、だれだって自分が一生懸命押し進めてきたことは正しいと思って、あるいは正しいという理由を持って進めてきたことに違いない。その人が検証する、検証の在り方を決めるという係をするということ、そんなことはあり得ないと思う。もっとも一生懸命頑張ってきた高橋課長が外に出て、今度高校で、しかもまだ共学化されていなく、いろいろ反論がある学校に行き校長先生をしていて、その立場で検証するなどということは考えても、ちょっとあり得ないことだと思う。それは、選任するのは審議会の会長だとしても、それを、この答申で

は、私達は、少なくとも私はそのことについての意見を言わせていただける立場だと思う。これは、もう極めて非常識な人選の在り方だと思う。

委員長 いまの御指摘は、かなり、その中で見れば、検証する人の立場、位置というのは非常に重要だろうと思うので、教育委員会でこの名簿が示された時にそういう意見があったということ、審議会の会長に伝えていただくことでよいか。

教育企画室長 この在り方の検討部会というのは検証をどういう形でするかということ、議論していただくところであり、実際にこの部会が検証するわけではない。

佐々木委員 でも、そこに関わるといふこと自体が、もう公平性を欠くと、みんなが思えてしまうのではないか。そしたら、その検証の在り方そのものが公正でないという印象をみんなに与えてしまうと思う。この答申は、到底私はそのまま受け入れることはできない。これは、県民の方々に検証委員会の在り方そのものの公平性が欠けているということをもう明らかに示してしまっていて、始まる前から、これまでずっと議論して、いろいろな意見を言っていた方達の気持ちを、出発点から公平ではないということを見せてしまっていると思う。

教育長 先ほど室長から御説明したが、この部会のメンバーは基本的には荒井会長の意向に基づいて指名されたと思っている。北島校長が入ったということについて、我々事務局としては、高校という現場をよく知っている人も、やはりメンバーにいないと、なかなか地に足の着いた議論ができないだろうという会長の判断で指名されたというふうに認識している。ただ、佐々木委員御指摘のように公平性が疑われるという懸念も確かに否定はできないかなあという感じはする。なかなか判断は難しいところではあるが、他の委員の御意見もいただければと思う。

勅使瓦委員 在り方の検討委員会のメンバーについては、今回の新たな県立高校将来構想の答申の在り方について検討するのか。

教育長 検証は、本日の資料の17ページを御覧いただきたいが、2で「適正な進行管理」という部分があり、その最後に、この将来構想に基づく今後の様々な教育改革の取組について、現在の将来構想に基づく取組と併せて今後の将来構想に基づく取組の進行管理の両方の意味合いで、これらの取組の合理性、有効性をきちんと検証して行く必要があるだろう、そういった検証を来年度以降やるに当たって、どういう形で検証をするのがよいのか、いわば検証のスキームをつくってもら、そのための検討部会という位置付けである。

勅使瓦委員 ということであれば、私は検証そのものをこの6名で具体的にやって行くということではないようなので、いろんな佐々木委員が発言したようなことがあるが、ある程度短期間でということがあるのであろうから、そう大きく影響としては無いのかなあとは思。まあ、その後の検証まできちんとやる

となると問題はあるのだろうと思うが。

櫻井委員 私も佐々木委員が発言している意味はよく分かる。一つ疑問なのは、会長がこういう委員をセレクトするというのが、ちょっと私は不思議である。なぜかという、ここでこれだけちょっと出ただけでも、この人はちょっとおかしいのではないかと、だれもが思うような人選を会長個人の指名だからというので決まってしまうこと自体が私は上手く理解できない。むしろ、これだけいっぱいいるのだから、会長はこういう考えで、こういう人達にお願いしたいが、みなさんどうでしょうねと言われた時に、心ある委員がいれば、やはり一高の先生が在り方の検討委員会で、在り方の検討方法を決めること自体がちょっと公正を欠くのではないかという意見が出て当たり前だと思う。であるから、会長が決めたということ自体に、私は、ごく自然に会長が決めて当たり前みたいに発表されていたが、そこが問題なのではないかと思う。これだけみんなの意見を聞いて人を選ぶということが定着しているわけであるから、会長の個人的な意見で人選をするということは、私はそれぞれが危険だと思っている。

教育長 いまのお話しについて申し上げれば、この審議会の設置根拠として審議会条例があるわけだが、その条例の中に、審議会の中に部会を設けることができるという規定があり、その部会のメンバーは会長が指名するといった規定があって、それに基づいて今回会長が選任したという形となっている。それで、この前、最終の審議会の場において、会長からこういった方を、今後の検証の在り方についての議論をする部会のメンバーとして考えているのだが、どうでしょうかという提案はあり、それについて一応審議会の中です承をいただいたという手続きはとっている。

櫻井委員 その選び方を教育長はどう思われるか。そして、審議会から何ら意見が出なくて決まったといま発言されたが、やはり、それもどうせやるのであればフェアに、あくまでもフェアにやるべきだと思うし、私がこの1年関わっただけでも非常にデリケートな問題であるので、私はあれだけの思いで決めたのだから、これからはフェアになるべく、やはり疑われるような人選ではなく、やって欲しいと思っているが、教育長はどう思うか。

教育長 先ほど申し上げたように会長が北島委員を部会のメンバーに入れると判断されたのは、これから具体的な議論して行く中で、現場の実情をよく知っている方がいないと実のある議論ができないという判断をもとに選定されたと思っはいる。ただ、客観的に見れば、佐々木委員御指摘のような懸念を持たれる可能性も否定はできないかなあという感じは確かにする。

委員長 私もそういう懸念がやはり非常にあって、我々がどんなに心を痛めて、この審議会に検証の在り方を議論してもらおうとしたのかが上手く伝わっていないのではないかと思う。多分、人選としては、こうした高等学校の仕組み

や何かをかなり幅広くよく知っている方という形で選ばれているとは思いますが、しかし、いろいろこれまでここで議論された話題の中で非常に大きな位置を占めていた仙台一高というところがあるものだから、本当はもっとそのところは、ちょっと違ったほうが社会的には説明がしやすいのではないかというような気がする。ただ、その審議会の中での取り決めであるので、私達はそんなふうに見ているという思いを、この審議会に投げ返していただくということはあるか。

教 育 長 今日委員会の場で、多くの委員からそういった懸念が示されたということは、荒井会長に私からお伝えし、その結果どうなるか、荒井会長の意向もあるので、どうこうということはこの場では言えないわけであるが、各委員の意向を十分お伝えし、善処したいと思う。

佐々木委員 私はそのような考えと立場の表現では、とても無理だと思う。だれもが考えてもおかしいと思うような方を既に選んでいるというところに、もうその方向性が見えてしまっている。それを、そのままこの教育委員会で、そのように伝えて下さいという形で決めるということに本当に大変大きな憤りを感じる。今回の本当に大変な騒ぎの中で、結局は方針どおりということになったのは、その検証ということをきちんとして行こうというみんなの希望が少しそこにあったから、このような形で進んだのであって、その検証の公平性がもう問われてしまうような人選をしてしまっただけでは、その審議会そのものの在り方も問われてしまうと私は思う。県民の方達で、共学化をこのまま進めたほうがよいとおっしゃった方々の意見もそれなりにごもっともだし、その立場もおありだと思う。でも、そうではなく、このまま共学、別学、いろんな在り方を残そうと思っている方達も数多くいるわけである。ある統計によれば70%ぐらいの人達が一律までするまではないという意見が出されていた中で、でも進められてきたことだから致し仕方がない、でも検証はきちんとしてもらおう、して行こう、そして、これからの将来の在り方を、その検証を活かした形でやって行こうと、みんなその時にそこに希望を持ったわけである。ところが、その検証の在り方だからよいと勅使瓦委員は発言したが、在り方を決めるところで、そういう方向に針の向きが変わったら、例えば、人選からどういう項目を検証するのかまで、その方向性が、もうそこで決められてしまうと私には思える。これは、私だけの気持ちではないと思う。その時、新聞を見て、テレビを見て、いろんなことを考えた方達みんなが考えることだと私は思う。その最初の出発点にそういう方達がいいたら、どういう方向でしようとしているのかという意図が見えてしまうようなことをあからさまにするなどということをしたら、そして、そのまま通してしまっただけで、まあ話しておいて下さいというような伝え方では、とても教育委員会の在り方そのものも問われると思う。

教 育 長 手続き論を申し上げて恐縮であるが、審議会の委員は教育委員会が委嘱をするという形となるが、その審議会の中の部会については会長が指名するという形となっているので、その部会のメンバーについて直接教育委員会で決めるということはできないことになっているので、先ほど来お話しがあったような強い懸念が各委員からあったということはしっかりとお伝えしておく。

佐々木委員 付け加えていただきたい。そこからあがってきた答申や結論に対して、私は個人的にも、県民の世論からいっても、多くの方は受け入れられないと思う。

教 育 長 そのことも併せてお伝えする。

勅使瓦委員 ただいまの在り方検討委員会で検討された内容というのは、またこの委員会にあがってくるね。

教 育 長 これから検討していただくわけであるので、今年度内に、その在り方に関する議論の結果を、答申としてあらためて貰うということとなっているので、その折りに御報告申し上げたい。

勅使瓦委員 他の件でよいか。答申の中身についてであるが、中身を全部読めないのであれであるが、何度かこの中身については我々にも出していただいたので、ある程度は十分理解できるが、前回この場で議論した内容の部分について、我々委員から話がいろいろ出たことは、どのようにこの中に反映されているのか。もしくは、審議会が最終答申をする段階でどのように、そこに伝えられたのかをお聞かせ願いたい。

教育企画室長 いろいろいただいた部分があり、いただいた意見について会長と話をしながら素案として審議会に出す資料をつくったわけであるが、その時に入れたものもあつたし、入れないものもあつた。

勅使瓦委員 ぱぱっと気になったところを見た時には確かに反映されていたり、文言が適正になっていたりという部分があつたが、一つは、これは将来構想であるので、十年間のものになると思う。それで、三年か、五年のところである程度見直しをかけながらになると思うが、やはり前回の委員会の中でもいろいろ話が出た中で、十年間という部分で特にぱっと見た時に、これからの少子化の問題だとかを絡めた時に気になるのは、小規模校の対応だとか、地域から高等学校が無くなってくるといった可能性があるとこのところが非常に気になっており、それで、この将来構想の中にいろいろ盛り込まれている部分でいうと、13ページのところの数字で2学級で80名、こういう数字できちんと書かれると、一つの目安となってよいのかもしれないが、やはり前回は話したように宮城の子ども達をどのような大人に育てて行くのかということからいくと、本当に2学級80人で切って本当によいのかどうかということが非常に気になる。その宮城の子ども達をどのような大人に育てて行く

のかというところを考えた時に、例えば、30人クラスの60名でもよいのかもしれないし、例えばである、一つの目安とはいっても。あとは地域の問題とか、学科によっても一概に言えない部分もある。であるから、そういうところが、非常に、こういう形で2学級80名ということで、ばんと出てくると、十年間の中で当然これを下回ってくる学校がどんどん出てくるので、そういったところというのは当然統廃合の対象にならざるを得ない。この将来構想だけを見て行くと。そうなると、また同じように前回と同様に共学の問題にしても、いろいろ議論があったように、その時代背景だとか、今から五年後、七年後というのは若干変わってくる可能性があるのですが、この辺のところ非常に心配だなあというか、一つの目安として出さないといけないのは分かるが、出してしまったというか、つくったからそれでずっと行かなければいけないのだという形にならざるを得ない部分もあるが、その部分が非常に危険というか、心配だなあという感じがしている。

教 育 長 その辺が一番県民も関心を持つところかと思う。それで、4ページの(4)で生徒数の減少と学校規模の縮小という部分、実はこの一番最後の辺りに、今後の学校再編にあたっての基本的なスタンスというか、考え方を盛り込むべきだろうなということで、これは、以前御説明した段階では入っていなかったと思う。つまり、地区によって生徒数減少のペースが異なるだろうが、今後の高校教育改革、あるいは学校再編を進めるにあたってはいずれの地区においても、生徒にとっての適切な教育環境の確保を旨として行うべきというのを、一つ盛り込んだということがある。それから、いま御指摘の13ページの部分であるが、1学年2学級規模という数字を出しているが、これは原則である。それを原則としつつも、活力のある高校教育の展開、社会資本整備の効率性や地域バランス等の観点から、各地区の実情を踏まえながらという、少し柔軟というか、膨らみのある考え方を示しているという部分があるので、なかなか何というか、いろんな状況変化が見込まれるわけで、一律にこうすると言いきれない部分があるので、原則はこうであるが、その他諸々の要素を勘案してやっていきますよというスタンスがここで示されたという気持ちである。

委 員 長 これは、多分もう少し時間がたって我々でももう少し議論をしなければならぬことだと思うが、本当に変わらない原則というのをしっかり本当は幹にしておいて進めることが大切だと思う。政党が変わったことによって教育の話や何かが、かなり違いが出てくるとされるし、かなりずっと踏襲してきたもののルールの上に則って、ものごとを決めていたままのやり方と、もう少しダイナミックに変えようとしている雰囲気とどういうふうにつぶるかというのは分からないので、宮城県としてはやはりこういう方向で行きたいのだというものをしっかり書くということが多分とても大切で、数字や

何かというのはその時の状況に合わせて後で選択して行けるぐらいのしっかりした骨を書くことが重要だと思う。その辺の話は、一度答申は出てしまうのだが、ここの中でもしっかり議論をして行かなければいけないと思う。前に勅使瓦委員が言っていた話だとかをもう少し強く出したらよいのではないかということを実は思っている。どこまでどんなふうに審議会の意見にものを言ったらよいのかというのが悩ましくて、いろいろ言って担当している方々を悩ませている結果となってしまっているが、この間冗談で少し変わるかもしれないということを言ったが、もしかすると変わってしまう状況になりかけている。本当に県ではどこを死守したいのか、何をしたいのかをしっかりと言えることが一番大切だと思うので、それをぜひ書きましょう。そのためには、このいただいた答申について我々がもう少ししっかり勉強して議論しなければいけない。

教 育 長 今回答申をいただいたわけであるが、今後この答申をベースに、具体的に各高校をどういうふうにするかということについての実施計画をまとめて行くという作業が残っている。その将来構想と実施計画をセットで今年度末に教育委員会として意志決定をするという流れとなるので、それまでの間、いろんな観点を含めて議論をしていただく時間というか、余地はあるので、よろしくお願いしたいと思う。

(2) 全国学力・学習状況調査結果について

(説明：義務教育課長)

「全国学力・学習状況調査結果について」御報告申し上げます。

はじめに、資料について御説明申し上げます。資料は2部ある。一つは、2ページから3ページの「宮城県の調査結果概要」である。もう一つは、次に綴じている24ページからなる「宮城県の調査結果報告」であり、今回公表された県の結果の状況をまとめた資料である。

それでは、「調査結果概要」をもとに今年度の状況について御説明申し上げます。

2ページを御覧願いたい。

1の「調査のあらまし」についての説明は割愛させていただく。

2の「結果の概要」から御説明申し上げます。

はじめに、(1)の「教科に関する調査結果」の丸の一つ目についてであるが、今年度の調査は、昨年度と比べ、小・中学校のほとんどの教科で全国の平均正答率が高くなっており、本県も同様の傾向となっている。

丸の二つ目についてであるが、本県の小学生の平均正答率は、いずれの教科においても全国平均を下回る結果となっている。

丸の三つ目についてであるが、中学生の平均正答率は、国語の「知識」に関するA問題、国語・数学の「活用」に関するB問題については全国平均を上回る結果となっており、数

学の「知識」に関するA問題については、全国平均に近づく結果となっている。

次に、(2)の「児童生徒質問紙調査の結果」について御説明申し上げます。

はじめに、アの「基本的な生活習慣について」の丸の一つ目についてであるが、昨年度までの傾向と同様に、本県の小・中学生は、早ね・早おき・朝ごはんや規則正しく生活することなど、基本的な生活習慣に関する質問に対しては、全国に比べて肯定的な回答をしている項目が多くある。

丸の二つ目についてであるが、小・中学生ともに、長時間テレビを見たりテレビゲームをしたりする割合は、昨年度よりもやや減少しているが、依然として全国値より高い状況となっている。

3ページを御覧願いたい。

次に、イの「学習習慣及び学習意欲等について」の丸の一つ目についてであるが、小・中学生ともに、家庭で予習・復習をしている割合は、昨年度よりも増加しており、全国値よりも高い値となっている。

丸の二つ目についてであるが、平日に家庭で、小学生が30分以上、中学生が1時間以上学習する割合は、小学生は全国値よりも高く昨年度よりも増加しており、中学生は全国値よりも低く昨年度よりも減少している。

丸の三つ目についてであるが、家で、自分で計画を立てて勉強している割合は、昨年度よりも増加しており、全国値よりも高い値となっている。

次に、(3)の「学校質問紙調査の結果について」の丸の一つ目についてであるが、「指導計画や学力向上に向けた取組を検討するにあたり、調査結果等を参考にした」と回答した学校の割合は、小・中学校ともに全国値よりも高く、昨年度と比べ中学校での増加が大きい結果となっている。

丸の二つ目についてであるが、「模擬授業や事例研究など、実践的な研修を行っている」と回答した学校の割合は、中学校が全国値よりも高く、小・中学校ともに昨年度よりも増加している。

丸の三つ目と四つ目についてであるが、国語の指導において、「書く習慣や読む習慣を付ける指導」に取り組んだ学校の割合や、算数・数学の指導において、「補充的及び発展的な指導」に取り組んだ学校の割合については、小・中学校ともに全国値よりも高い値となっている。

3の「今後の対応」についてであるが、昨年度までの状況を踏まえると、小学校では一部課題が見られるものの、中学校では改善が図られ、全体として学力向上の成果が表れつつあるものと考えている。

しかしながら、まだ全国平均を下回っている教科があるので、今後も学力向上に向けて鋭意取り組んでいく必要があると考えており、今後、さらに検証改善委員会等において、調査結果を詳細に分析し、市町村教育委員会及び各学校に対し、学習指導の充実が図られるような資料を作成するなど、支援して参りたいと考えている。

では、次に「宮城県の調査結果報告」を御覧いただきたい。

目次を御覧願いたい。章立てでは、第 1 章が「平成 21 年度全国学力・学習状況調査の概要」、第 2 章が「各教科の調査の結果」、第 3 章が「児童生徒質問紙調査結果」、第 4 章が「学校質問紙調査結果」、第 5 章が「今後の対策等」となっている。

今回の報告書の作成に当たり、昨年度と比べ 10 ページほど増えているが、新しく取り入れた点について御説明申し上げる。

報告書の 3 ページと 4 ページを御覧願いたい。

ここには、小学校国語 A 問題について分析した内容について載せており、次のページからは、他の教科についても同様に作成している。

(1) から (3) までは、昨年度までの報告書の内容と同じものであるが、今年度は、新たに (4) の「設問別調査結果」について分析したものを載せている。

ここには、どのような問題が出題され、本県の子どもたちの平均正答率がどうだったか、また課題はどこにあるのかについて分かるようにしている。

次に、23 ページから 24 ページを御覧願いたい。

ここには、先程の設問別の分析から分かった課題についての指導改善のポイントについて載せてあり、領域や問題ごとの課題に対しての具体的な指導の手だてをまとめている。

この報告書は、県内すべての市町村教育委員会、また、小・中学校に送付し、指導の参考資料として活用していただくことにしている。

以上のとおり御報告申し上げます。

(質 疑)

櫻井委員 毎年、毎年このような結果を拝見して、細かいことはいっぱいあるが、やはり一番大事なことは学ぶ態度というか、姿勢だと思う。その根底にあるのは、やはり親の覚悟、子どもを学校に通わせて成長させるという覚悟だと思う。やはり将来の宮城のことを考えると、親をいかに巻き込んで、掛け声をかけてやることだと思う。当然そこには校長という存在がいて、子どもを長年育ててくると、学校の先生方を見ていても、校長先生によっても随分変わってくるということを感じず。私もいままで何回も申し上げたが、細かいことをあれこれ分析して一生懸命努力しなさいという根っこのところで、宮城はカンフル剤のようなとかんというのが何か無いかなあと思ったが、我が子を小学校に入れる時に説明会があり、あれには私も非常に不安と期待を胸に秘めて子どもと一緒に小学校に足を運んだ経験がある。そのような状態の親に校長先生が自分の言葉で、これからの長い学校での学びの時間が過ぎるが、親の姿勢、親がテレビを見て、子どもに見るなどと言っても、それでは減らない。親が本を読まずに子どもに読めと言っても読まない。親が寝坊しては朝は起きない。そういうことを自分の言葉で、あの時点で校長先生が言ってくれば、私は中学生になって早寝・早起・朝ごはんを言うよりもずっと効果的だと思い、信じている。なかなか後になってから言っても駄目なので、小学校入学前の説明会の時、それから、入学式の時にやると将来的

には、かなり、まあ即効性は無いと思うが、親が変わる、宮城が変わるとい
うのは、期待できると私は考えているが、いかがか。

義務教育課長 もっともな御意見だと思う。小学校の入学式の時に校長から保護者に対し
ての挨拶や説明会等があるが、県内のいずれの小学校でも親としての心構え
などについて十分に話をしているものと認識している。また、県教委として
もそのようなことを支援するために、ホームページの中に「小学生の子ども
をもつ保護者の皆さんへ」というコーナーを設け、こんなことにみんなで気
を付けていきましょうというものを載せて、資料として使っていただけるよ
うにしている。今後も社会総掛かりで、人間としての生き方、在り方を子ど
もだけでなく、大人も含めて考える場を大切に行きたいと思っている。

櫻井委員 私はたまたま不幸にして自分の言葉で、それから、自分の経験を基に心を
打つような校長先生に会わなかったのかもしれない。子育てをしていてその
ような、私自身も、子ども達も、そのような先生方がいなくて不幸なタイプ
だったと思いたい。やはり日本人は自分の言葉で人を説得する、それから、
長々と話せる方はいっぱいいるが、焦点がぶれ、何を言っているのか直ぐ忘
れてしまうという話をする方が多いので、後に残らない。それから、何かの
機会に、私は偉そうなことは何も言えないが、校長先生が、ほとんどすべ
ての校長先生が自分の言葉で親の心を打つような話を、入学の時とか、入学直
後に言ってくれたらという思いがあったので、偉そうに述べさせていただ
いた。

勅使瓦委員 宮城県では市町村毎の順位の公表とかをしていないが、各学校毎に公表し
ているところはあるのか。また、どれくらいあるのか。

義務教育課長 昨年度の調査では、その公表の内容や度合については違うものの、すべ
ての学校が保護者等に対して、今回の調査結果とともに、学習改善の方策も含
めて公表していると承知している。平均正答率をそのまま公表する学校は、
それほど多くはないが、今回の結果を基に私達の学校は今後このようなこと
に努力して行きますというような取り組み方についてはすべての学校で公表
しているということである。

勅使瓦委員 子ども達を見ていると早寝・早起き・朝ごはんをきちんとやっている子ど
も達は非常に多くて、家での学習についても全国平均よりも高くなっている
にもかかわらず、なかなか上がってこないという部分がある。やはりこの部
分は市町村毎の順位の公表は別にして、各学校での、自分の学校では、はっ
きりと正答率だとかを、全国平均だとか、宮城県平均だとかと比べるとどの
位置にいるのかというのは保護者にはきちんと伝えるべきではないか。学校
としては、このような形で、早寝・早起き・朝ごはんを含めて、あとは学習
指導をこのようにして行くというところまで伝えないと、実は保護者のほと
んどが自分の子ども達の状況を理解していない。ましてや地域の方々という

のはほとんど分からない。新聞等で見ることしか分からない。実は、ある町で公報等を見ると大雑把な部分が出てきているが、順位は当然載っていないし、昨年度と比べて正答率が上がったよというふうにだけ知らせている。そうすると安心してしまう。ところが、正答率は全体が上がっているから、果たして自分の町だとか、市はどの辺なのだろうということまで地域の方々が分からないと、なかなか地域をあげて子ども達を支援して行きましょうだとか、キャリア教育だとかを含めて支援をして行こうということにはなかなか難しいというか、地域としては支援をしたくても、具体的にどこをどのようにしていったらよいのかが地域の人達が分からない。あと保護者の方々も具体的に各学校から言われても、本腰を入れて、じゃあ自分達の学校を、自分の子どもを含めてどこまで学力向上をさせて行きたいと考えているのかが伝わらないので、本気になるというところが少ないような気がする。もう少し、せめて学校毎に、全部の学校が自分の学校の位置というのはどれくらい、全国平均、宮城県平均からするとどれくらいで、自分の学校、うちの学校については、ここのところを力を入れて行きます。だから、保護者の方々も協力して下さいというのをはっきり言ったほうが上がると思う。何となくこれを見ていると、子ども達は何となく一生懸命頑張っている。でも、それを取り巻いている保護者や、地域の方々があまり何もやっていないという感じがしてならない。何とか、その辺のところを各学校ぐらいは公表を保護者にしっかりして、場合によっては地域の方々が集まる場所もあるだろうから、そういったところでも公表して取り組んで行ったほうが良いと思うが、いかがか。

義務教育課長 直接我々が各学校に対して平均正答率の公表について指導するということは難しい。市町村教委が各学校の成績について一覧表にして出すことは止めて下さいということで守っていただいているが、各学校が個々の成績や改善等について公表するということは説明責任からいっても当然必要なことであると考えている。市町村教育委員会との会議等の際に、そのようなことをできれば進めてほしいということをお話してまいりたい。

委員長 度合を調べる調査も一緒にするとよい。どういう度合でやっているか、松竹梅と三種類つくり、松でやっているところ、梅のところをはっきりさせて、何とか竹ぐらいにして下さいとやるのであろう。

勅使瓦委員 質問ではないが、もう一点よいか。実は宮城県内で私の知っている小学校の校長先生が、昨年、自分の学校の成績を保護者に、どの位置にいて、どれくらいの正答率だということをすべて公表した。そこを踏まえて自分の学校はここを力を入れるということをはっきり保護者に伝えたようである。学校としても子ども達の理解、小学生なので、理解度としては、80%は理解をさせたいということをはっきり校長先生が伝えたら、保護者の方々も当然協力

しないとそこには行かないので、保護者の理解と協力、あと学校もそういった限りはやらないといけないので、ということで成果としてはあがったということを知ったことがあったので、是非そのような指導をしていただければと思う。

委員長 これは毎年やっていて、なかなか難しく、今度は一律にやらないという話もちらほらしているが、自分達の位置というか、自分達がどういう状況にあるかというのは、やはり知っているというのはある意味では重要だと思う。やはり、この状況を改善しなければいけないというような、もっとしっかり学ぶというような姿勢は家庭でも状況を改善するために一生懸命取り組んでいる親の姿があったり、地域社会にもこのままじゃ駄目だという、何とか改善しようとして一生懸命学んでいる姿勢があったりすると伝わると思う。そういう雰囲気というのが、あるか無いかという辺りが、これは僕のまったくの感なので、嘘っぱちな話であるが、秋田やなんかでも盛んな気がする。そのやる気を持たせて、それを学ぶことというのが自分の将来に繋がったり、地域の次の明日に繋がったりというぐらいの思いをもっと自分の面白いことに話を展開して行くためには勉強しないといかんとする雰囲気というのはねえ。やりたくないがドリルをやれと言われて三十分座っているというのも必要な部分もあるが、そうでない部分が相当大きいのではないかという気がする。それをどうしたらよいか、学校の先生の問題だけではなく、かなり先ほどから出ているように地域の問題、それを教育委員会がどう働きかけて行くのかという話かなという気がする。僕は自分のことから言うと、子どもの時に読む本がいっぱいあるとか、まわりに本を読んでいる人達がいっぱいいて、面白かった本の話が出てくるとか、そういう環境というのは独りで育てて行く。学校の先生を通してではなく、何とか面白かったとか、必ずしも教育的ではなく、前にも言ったが銭形平次なんというのは、最初から最後まで次々と何巻もあるのを読むという話であるが、それを面白いと思い、夢中になって読むというような、そういう仕掛けが。あとは、やはり社会とか、親の批判や何かができるようになるには、ものを書くということである。状況を子どもの目で見えておかしいと思うことを書けるというのは、とても意味があることのような気がするので、そんなのに学校やなんかで取り組んで行くかというのが大きいような気がする。

教育長 平成19年度から全国学力・学習状況調査が始まり、それ以来ずっと公表の在り方がいろんな場面で議論になっている。私どもとしては各地域、各学校の事情があるので、あるいは、地方自治の建前ということがあるので、一方的に県教委が各市町村の了解無しに市町村なり、学校のデータを出してしまうということはやはり問題があると思う。ただ、市町村なり、学校自らの判断で、説明責任の観点から公表するということは大いに結構なことだと思

う。そのようなことも含めて、昨年度から県教委と各市町村教委の委員長、教育長さん方との意見交換会を開催したが、また今年もやるので、是非そういう点も含めて意見交換をして行ければと思っている。

委員長 僕は、そんなにこれが教育の非常に大きい、最大のものだとは思っていないが、なんとか教育長がいる間に、あらゆるところで平均よりもみんな上回ったという話を一回ぐらいここでやれるとよいかなあとと思っているが、毎年なかなかそうならない。そういうことを、どうしたらやれるかということ、少し工夫をしてみて、学校ばかりを責めていても僕は駄目なような気がする。教育委員会あたりが、地域とか、家庭をせめる工夫を、先ほど櫻井委員が発言していたが、学校と協力する仕組みを考えなければいけないと思う。でも中学校は少し良くなった。

教育長 全体としては、やはり各学校の努力の成果が出つつあるかなあとと思っている。

委員長 大阪は変わったと言って知事が喜んでいた。

教育長 大阪は中学校が伸びた。小学校は依然として低い。

委員長 やはり子どもの将来とか、地域の将来のためにしっかりと子どもに学んでもらう、そのために何か工夫しないといけないと思う。

(3) 新型インフルエンザに係る対応等について

(説明：スポーツ健康課長)

「新型インフルエンザに係る対応等について」御報告申し上げます。

これまでの対応については、4月以降、保健福祉部等と連携を図り、また、文部科学省等からの通知を受け、各市町教育委員会及び県立学校等に対して、予防対策及びまん延防止対策について、指導を行ってきた。

また、公立小・中・高等学校及び特別支援学校(仙台市立を除く)の校長会議を開催して、予防対策等の指導を行い、その一層の徹底を図ってまいった。

現在、学校での発生を受け、集団発生状況及び臨時休業等の措置をとった学校の把握を行い、感染拡大防止に努めているところである。

9月12日現在、臨時休業等の措置をとった幼稚園・学校については、資料のとおりであるが、学級閉鎖措置をとった幼稚園・学校が、31校。学年閉鎖が、20校。臨時休校が、7校の合計58校となっている。

今後の対応については、学校でのサーベイランスを強化し、各学校が、臨時休業措置などの新型インフルエンザ対策に適切かつ速やかに対応できるよう、新たに「学校欠席者情報収集システム」を導入することとしている。

そのシステムの概要については、資料と別紙資料を併せて御覧願いたい。

「目的」については、資料のとおりである。

「システムの概要」であるが、システム管理は、国立感染症研究所感染情報センター及

び日本学校保健会が行うもので、当センターにより管理された「学校欠席サーベイランスサーバ」を基に、学校、保健所及び教育委員会等の関係機関をインターネット網で接続することにより、学校で入力した欠席者等の情報を迅速に把握できるとともに、学校・保健所及び教育委員会等の関係機関でその情報が共有できるというものである。

以下、詳細については資料を御覧願いたい。

導入までの日程については、別紙資料の4の「導入までの日程」を御覧願いたい。

県立学校においては、本年10月からテスト運用を開始し、11月から本格運用の予定である。

各市町村教育委員会については、昨日説明会を開催し、現在、導入について検討をお願いしている。できれば、11月以降、すべての市町村教育委員会に参加していただきたいと考えている。

最後に、今後については、当システムを導入し、各学校において子どもたちの細かな健康観察の更なる徹底と、地域全体での流行状況等の情報を把握するとともに、その情報を関係機関が共有しながら、学校での新型インフルエンザの感染拡大を少しでもくい止める対策に取り組んでまいらる。

また、最新の情報や手洗い、うがいなどの予防対策等について、各種会議や研修会等で、これまで以上に、周知、指導を継続して行い、さらに、「学校における対応マニュアル」の改訂版を策定し、一層の感染防止対策の徹底に努めてまいらる。

以上のとおり御報告申し上げます。

(質 疑)

櫻井委員 いくつか教えていただきたい。まず一つは、県によっては学級閉鎖の基準とか、学校閉鎖の基準を非常に明確にしているところがある。学校医として活動しているが、他の校医と話しをしても基準がはっきりしていない。校長には説明会があって、こういう時には学級閉鎖や学校閉鎖を考えてもよいですよという説明会があったと聞くが、我々学校医には、あまり連絡らしいものが来ていない気がする。それと、感染症で、もの凄いパンデミックが起きているので、総力を挙げて学校保健委員会を開いて、校長というのはいわゆる医療に関しては素人である、せっかく学校医がいるのだから、こういう時にこそ学校保健委員会を開いて、その学校、その学校の情報のあげ方、それから対策の仕方、そういうものを県教委が各学校でして下さいという形で、やはり投げかけていただきたいという声が非常に多く聞かれる。私自身もそう思う。それが一つである。

二つ目は、リスクが高い生徒が学校に通っている場合、基礎疾患がある場合に早めに自分のクラスないし、学校の学年にインフルエンザが発症したという情報があると、主治医と相談して学校を早めに休むとか、やはりリスクな子どもは学校に行つてうつる可能性が高い場合に、主治医からストップがかかる場合がある。そういう場合は欠席扱いにならないというようなこと

を聞いているが、どこで、何組でとか、何部で発生したという情報公開が各学校でどの程度の基準で行われているのか。それが分からないと親も、主治医もその学校のどこで起きているのかを知らないと休みなさいという判断ができない場合がある。その判断というのはどういうふうに行っているのかが、二つ目である。

それから、三つ目は、巷でも、接触感染が考えられるので、手をきれいに消毒薬を置いているところがある。マスクを配っているところもある。県教委が関係している学校ではまだ消毒薬とかは置いていないと聞いている。これから、置いて下さいということではいろんな手配をしていただいていると思うが、そういう手配をいまどのようにやっているのか。それから、入試の対策である。マスクをどうするかとか、入試の時に治りきっていない子どもをどのように扱うかとかをどの程度考えているのか。まだ消毒薬も置いていないのであれば、いままでいっぱい時間があつたのに、その対策に関してはやらないつもりで、いままでしていなかったのか。それとも、やらなければといま慌てて気が付いて考えているのかを教えていただきたい。

スポーツ健康課長 はじめの学校医へ基準等を連絡してほしいということ、それから、学校保健委員会を開催すべきだという御意見であるが、もし学校医に基準等が明確に伝わっていないのであれば学校を通じて至急それについて連絡するようにしたいと思う。なお、学校保健委員会についても、今度校長会があるので、その際に学校保健委員会の持つ重要性について話をして、開催について呼び掛けたいと思う。ただ、学校医には必ず相談をして様々な対策を練るように話しているので、休業等の措置を行う場合には相談は当然行われているものと認識している。

次に、リスクの高い基礎疾患を有している児童生徒への対応であるが、いま、この基礎疾患を持っている児童生徒については把握をしていただいている。マスコミ等で騒がれているとおり、非常に危険であるということをおもも学校現場に伝えているし、万が一の場合には、そういう子ども達への対応を早くして欲しいという願いはしているところである。ただ、またこれも学校医とか、あるいは主治医等への周知が徹底していないという御指摘があつたが、なお、その主治医等との連携についてもあらためて通知なり、あるいはお願いをしてまいりたいと考えている。

櫻井委員 学校で発生したインフルエンザの情報公開に関してはどのように基準を設けているのか。何組で発生しましたということはオープンにされているのか。校内で。

スポーツ健康課長 我々のほうには、そういう情報は来ているので、校内では当然されていると捉えている。

櫻井委員 必ずしもそうではないようである。学校によってかなり温度差があるよう

なので、やはりそこは一本化するためにも、みんなが共通の認識で対応するためにも学校保健委員会というものが重要だと思う。あと校医にも相談はあるが、こういうのが出ましたという相談で、面と向かって校長先生とか、養護教諭と学校保健委員会のような場で対策を練っているわけではないので、何かありましたというようなところもあれば、どうしましょうかというところもあり、やはり温度差がある。校長の認識とか、学校の体制によって随分違うという意見がある。すべては言わないけれども。であるから、統一すべきだと思う。

スポーツ健康課長 我々が校長にお願いしているのは、必ず学校医と相談して休業等の措置をとるように、あるいはとらないまでも実態をお話しして対策を練って下さいというお願いをしている。温度差があるとすれば、なおそういうことが無いように周知徹底をして行きたいと思っている。

総務課長 マスクの配備の予算措置等を含めて、マスクについては5月の末ぐらいに各学校に予算令達という役所の仕組みであるが、各学校で支出できるような環境を整備して、準備をして下さいということ連絡している。また、その段階で必要に応じて消毒薬、石けん等についても個々の判断で用意して下さいというようなことは申し上げたが、やはりお金が来て買えるというようなところがあるので、ややマスクの所要額については、そういう形で準備しましたよということを強調した形となっていたので、夏休みを越えたところで、9月の中旬にあらためて消毒薬なりの予算執行ができる環境をつくったので、各学校では支出できる科目があるので、それを使って必要な措置を講じて下さいというようなことで連絡している。であるから、やや慌てて連絡したというのが本音という部分があるが、やはり夏休みを過ぎて被害が拡大しているということを踏まえてそういう通知を出しているという状況にある。

櫻井委員 いまの消毒薬のことであるが、基準になっているのが、各学校の職員数である。そして、職員一人あたり一日一回という計算であった。私は生徒のことは考えていないのかと思った。もしするのであれば、生徒数も考えなければいけないし、一日一回で足りるわけではない。であるから、あのようなことをもしするのであれば、もっともっと前から莫大なる予算を頭に入れるとか、または、しっかりとした衛生教育、健康教育をして、揮発性のものを使わなくても、しっかりと、自分の顔を触らないとか、それから、接触しそうな時は手を石けんで洗うことで十分であるので、私は恰好だけやるのであれば、しっかりとした教育はお金がかからないので、そのほうが良いと思い、昨日の書類に目を通した。少なくとも職員数掛ける、一人一回掛ける、勤務日数掛ける、六ヶ月分掛ける3ccという計算は、私は理解できなかった。それで何万円とか、六ヶ月分なので、県内の全高校で1千万円を超している。そして、いまはお金が動いても、ものが無いから入らない。私はいままでの準備

は何だったのだろうと思った。

高校教育課長 いまのマスクとアルコール消毒薬の話であるが、生徒に関しては手洗い場に液体の石けんであるとか、固形の石けんであるとか、そういったものを配備するように養護教諭のほうに、これまでも話をしており、いま委員から御発言があったような形で、トイレや食事の前後の機会を捉えて手洗いを十分に、うがいを十分にするようにということは、養護教諭を通して日常の指導としてもやっている。今回、約1千万円の予算を確保したのは、一つは、外部からの来客への対応がある。職員用だけではなく、外部から来た人々があるので、そういったケースに備えるということ、それから、もう一つは、入試への対応ということで、アルコール消毒薬を備蓄しておくということがあり、予算化したところである。それから、先ほど御質問があった入試への対応であるが、具体的な対応については、現在、仙台市の教育委員会と具体的な協議を進めているところである。十月の中旬には原則としての取扱い、それから、冬場の一月頃までにかけて爆発的に流行した場合も含めて、仙台市と十分協議をした上で、対応策を示したいと考えている。

櫻井委員 いまの説明でかなりの部分がよく理解できた。そうであれば、やはりあそこには、生徒に対してはこのような措置をしました、それで来客中心にと、確かに来客分として、掛ける1.2というのがあったので、言われてみれば、職員一日一回では済まないというのは何となく分かったので、やはり一筆加えるのと加えないのでは、見る側の学校の職員が非常に困惑していたので、説明が必要だと思う。お願いしたい。

教 育 長 参考情報ということでお話しするが、今般、ある企業から県に対して、かなり高機能のマスクを五千枚寄附したいという話があり、今日朝に目録をいただいた。現物は来週には来る予定であるので、十月の頭ぐらいには県立高校と県立特別支援学校に配布できると思う。それは、実際には各学校の養護教諭に主に使ってもらうということを想定している。

1 1 次期教育委員会の日程について

委 員 長 定例会は平成21年10月14日(水)午後1時30分から

1 2 閉 会 午後5時50分

平成21年10月14日

署名委員

署名委員